大分市住み替え情報バンク登録手続について

- 1. バンク登録の対象となる物件(空き家等)
 - ① 売家 (大分市内にある一戸建て住宅)
 - ② 貸家 (大分市内にある 一戸建て住宅)
 - ③ 売地 (大分市内にある土地)
- 2. バンク登録の具体的な方法
 - (1) 登録できる方
 - (ア)物件の所有権その他の権利により物件の売買又は賃貸を行うことができる者(所有者又は管理者)
 - (イ) 宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号) 第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業 を営む者
 - (2) 登録の方法
 - (ア)(1)(イ)の場合は、事前に登録に対する物件所有者(又は管理者)の了承を得ていただきます。
 - ※ 物件所有者(又は管理者)の登録の了承が得られないときは、登録できません。 宅地建物取引業を営む者が所有する物件も登録できます。
 - (イ) 登録申込書の提出
 - A 提出していただく書類
 - 大分市住み替え情報バンク空き家等登録申込書(様式第1号)※(1)(イ)の場合は、登録できる方が所有者(管理者)の代理人として記載してください。
 - 大分市住み替え情報バンク空き家等登録台帳(様式第2号)※(1)(イ)の場合は、所有者(管理者)及び不動産業者の連絡先欄のみ記載してください。
 - B 添付していただく書類(当該物件の概要を記載した書類)
 - 媒介(専属専任、専任、一般)契約書の写し
 - <u>該当物件の登記情報を確認することができる書類</u>
 - <u>不動産詳細情報及び図面(ファクトシート)</u>
- 3. その他
 - (1) 登録申込の受付は、全て住宅課で行います。
 - (2) FAXやEメールでの受付はいたしかねます。
 - (3) 登録手続に料金は不要です。